

Aさん

会社設立後の役員給与はどのようにしたらいいですか？

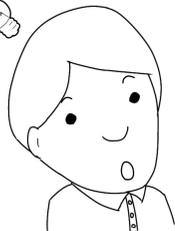
一度決めた役員給与の額は、期中に増減することが難しいと聞いたことがあるのですが。

仮に期中で、役員給与の額を増額するとどうなりますか？

定期同額給与以外に損金算入が認められる役員給与はありますか？

先ほど、臨時改定事由という表現がありました。それはどのようなものですか？

期中で業績が悪化して、一度決めた役員報酬の額が払えなくなった場合には、減額することができますか？



なるほど、役員給与については、くれぐれも注意が必要ですね！

税理士のJunさん

まずは、株主総会で年間の取締役全体の報酬総額の枠を決めておく必要があります。監査役を設置した場合には、同じように監査役の報酬総額の枠を決めておく必要があります。

役員については、決算後の定時株主総会までの委任契約という考え方ですので、その間は、決められた報酬額を守るというのが原則です。

法人税法上、「**定期同額給与**」という取扱いに該当すれば、損金算入が認められます。

増額した部分は、臨時改定事由などの特別な事情がない限り、損金算入が認められないものとして、法人税申告書において課税所得に加算する必要があります。

仮に任意の増額が認められるとすれば、利益調整が任意に行われてしまい、課税所得が適正に申告されなくなるということに配慮したものです。



「**事前確定届出給与**」というものがあります。

株主総会等の決議により役員の職務につき事前確定給与の定めをした場合に、一定の期限までに税務署に届出書を提出することにより、損金算入を認めてもらう制度です。

「**臨時改定事由による改定**」とは、役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情により、その役員に係る定期給与の額を改定する場合があります。

「**業績悪化改定事由による改定**」として、認められるケースがあります。

すなわち、法人の経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由により、その役員に係る定期給与の額を改定する場合があります。

実際には色々なケースがありますので、役員給与の額を改定しようとする場合には、定期給与の額の改定が認められるか否かについて、事前に税理士によく相談してください。